

## 令和 8 年度岩手県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

岩手県のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実にかつ適正に実施するため、岩手県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成 29 年 7 月変更。以下「県処理計画」という。）第 4 章第 2 節及び北海道 PCB 廃棄物処理事業における PCB 廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針（平成 19 年 1 月決定）に基づき、次のとおり令和 8 年度岩手県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を定めます。

### 1 処理対象 PCB 廃棄物

PCB 廃棄物は、PCB 濃度により 高濃度 PCB 廃棄物（PCB 濃度が 0.5% を超えるもの）と、低濃度 PCB 廃棄物（PCB 濃度が 0.5% 以下のもの。微量 PCB 汚染廃電気機器等を含む。以下同じ。）に分類されます。

ただし、可燃性汚染物等（①汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他 PCB が塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの②廃プラスチック類のうち、PCB が付着し、又は封入されたもの。以下同じ。）については、令和元年 12 月のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特措法」という。）の改正により、PCB 濃度が 10% 以下の廃棄物が低濃度 PCB 廃棄物に分類されます。

#### （1）高濃度 PCB 廃棄物

北海道 PCB 処理事業所の事業が終了しましたが、新たに高濃度 PCB 廃棄物が見つかった場合には、新たな処理先が確保されるまで適正に保管、届出をするように指導します。

#### （2）低濃度 PCB 廃棄物

環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事が許可する施設（以下「無害化処理認定施設等」という。）で確実にかつ適正に処理します。

### 2 処理対象 PCB 廃棄物の処分期間

PCB 廃棄物は有害であるため、PCB 特措法で定められた期限までに必ず処分しなければなりません。

#### （1）高濃度 PCB 廃棄物

処理対象	処分期間	J E S C O 北海道事業	
		計画的処理 完了期限	事業終了
大型変圧器・ コンデンサー等	令和 4 年 3 月 31 日 【終了】	令和 5 年 3 月 31 日 【終了】	令和 8 年 3 月 31 日
安定器及び汚染 物等	令和 5 年 3 月 31 日 【終了】	令和 6 年 3 月 31 日 【終了】	

#### （2）低濃度 PCB 廃棄物

令和 9 年 3 月 31 日まで

### 3 岩手県内のPCB廃棄物の処分実績及び進捗率について

PCB特措法第8条に基づき、PCB廃棄物保管事業者等から県知事（中核市である盛岡市については市長。以下同じ。）に提出された届出等から推計した、県内のPCB廃棄物の総量、累計処分量、残存量、処分進捗率（令和7年3月31日現在）は以下のとおりです。

表 岩手県内のPCB廃棄物の処分実績及び進捗率等（令和7年3月31日現在）

分類		単位	処分 期限	総量 (R7.3.31)	累計処分量 (R7.3.31)	残存量 (R7.3.31)	処分 進捗率
高 濃 度	大型変圧器・ コンデンサー等	トランス	R3	32	32	0	99.9%
		コンデンサー		1,885	1,884	1	
		PCBを含む油		10	10	0	
	安定器及び汚染物 等	安定器	R4	70,989	70,659	330	
		小型電気機器		1,825	1,822	3	
		その他汚染物		kg	8,557	8,557	
低 濃 度	電気機器類	トランス	R8	9,720	6,354	463	71.1%
		コンデンサー				202	
		安定器				329	
		小型電気機器				2,372	
	PCB油及び汚染物 等	PCBを含む油	kg	319,114	245,050	1,462	
		その他汚染物				72,603	

※ 総量＝累計処分量＋残存量ですが、端数処理の関係で一致しない場合があります。

### 4 令和8年度処理計画

期間内に確実にかつ適正に全量処分が完了するように処理を進めます。

#### (1) 高濃度PCB廃棄物

新たに高濃度PCB廃棄物が見つかった場合は、新たな処理先が確保されるまで適正に保管、及び届出するように指導します。

#### (2) 低濃度PCB廃棄物

保管事業者及び所有事業者の理解のもと計画的かつ効率的に処理を進めるものとします。

また、各保管事業者等は、無害化処理認定施設等において、搬入時期等について個別協議のうえ処理します。

### 5 適正処理を推進するための方策

PCB廃棄物の確実にかつ適正な処理方法については、県処理計画に定めるもののほか、次のとおり取扱うこととします。

#### (1) PCB廃棄物の収集運搬

関係自治体等と協力し、PCB廃棄物の収集運搬に携わる全ての者に対する指導等を行い、処理施設への安全かつ計画的な搬入を確保することとします。

PCB廃棄物の確実にかつ適正な収集運搬については、「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（令和元年12月環境省改訂）」によることとします。

なお、高濃度PCB廃棄物の新たな処理先が確保された場合にあつては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年8月環境省改訂）」及び「岩手県PCB廃棄物収集運搬実務要領（平成28年3月一部改訂）」を参考にすることとします。

(2) PCB廃棄物処理に関する普及啓発の実施

保管事業者等に対して、期限内の処分と処理施設への安全で効率的な運搬が行われるよう、処理の必要性や計画的なPCB使用製品の使用中止等について必要な情報の提供に努め、PCB廃棄物処理への理解を進めることとします。

(3) 中小企業等が保管する低濃度PCB廃棄物の処理の促進

中小企業等が保管する低濃度PCB廃棄物の早期処理に向け、県は、以下の取組に対する協力を行うこととします。

- ① 中小企業者等処理費用助成制度の活用、契約の加速化
- ② 収集運搬体制の円滑化の取組の実施